

平成 28 年度 第 3 回 機械流通委員会の結果について

開催日時 平成 28 年 9 月 28 日 (水) 午後 1 時 00 分から

開催場所 東北遊技機商業協同組合 会議室

第 1 号議案 全商協機械流通委員会結果報告について

山内副委員長より、8 月 29 日に TV 会議により行なわれた、第 3 回全商協機械流通委員会の結果報告を全商協資料に基づき説明がなされた。

(1) 回収対象遊技機の回収に関する報告について

全商協佐々木機械流通委員長から、回収対象遊技機の 1 次、2 次リスト掲載分の 17 メーカー 45 型式の撤去期限が 8 月末で、9 月から全商協と日工組が協力して対象の遊技機が撤去されているか調査していくことになったので、緊急で当委員会を開催させていただいたと発言があった。

続いて山本副会長(九州遊商理事長)から、これまでの経緯に関する説明があった。8 月 4 日に 7 団体会議が開催されました。これは、ホール 5 団体と日工組、全商協で構成されていますが、今後の撤去に関して協議し、8 月 18 日に声明文が発表されました。その決議事項の重要なポイントとして、「回収・撤去期限を過ぎても設置されている営業所への対応として、当該営業所に対する新台、中古台、部品等の販売停止措置を検討する」こと。「中古台の当該営業所への措置については、中古機流通協議会において検討する」ことが決議されました。また毎月、設置状況を日工組が調査して報告することに成りました。

その後、8 月 25 日に第 101 回中古機流通協議会が開催され、「回収対象遊技機が回収・撤去期限を過ぎても設置されている営業所に対しては、中古ぱちんこ遊技機の保証書の発給停止等の措置を講ずることができる」とより厳しい言い回しで決議され、関係団体にも文書で発出されました。

また、日工組と全商協の連名でホール 5 団体に対して、回収対象遊技機の設置状況調査を行う旨の文書を発出しております。

日野副会長(四国遊商理事長)から、本件は全商協の組織力を活かし対応していき、諸費用は地区遊商の負担で行うこと。1 次、2 次だけでなく 3 次の調査も協力してやっていくと発言があった。

佐々木委員長から、現在調査対象のホールを日工組と全商協で精査しているが、現状では 1 万 1 千店舗以上とほぼ全てのホールが対象なので、それをできるだけ減らすように努力しているので、時間をいただきたいと説明があった。なお、調査対象ホールのリストと併せて、回収対象遊技機の見分け方のセル柄の資料をいただくことになっています。

また、本日 16 時から日工組の営業担当責任者会議に参加するので、何かあれば即座に地区遊商に報告させていただきます。

今回の遊技機回収に関して、以下の質問のやり取りがあった。

Q. 遊技機の設置調査だが、島図面があるので、電話での確認でも良いのではないか。

A. 日工組としては、メーカーは現地に赴いて調査をしているし、倉庫にあったりするかもしれないので、全商協にも現地に赴いて調査をしていただきたいということです。

第2号議案 回収対象遊技機(第一次・第二次)の設置状況調査について

(1) 東北地区にての残設置状況の報告がされた。また、日工組平成28年9月14日發文書(組合員へ同日発出済み)、回収対象遊技機の設置状況調査に係る「撤去済み」の定義についての説明があった。

- ・ 回収対象遊技機と異なる型式の遊技機に入れ替えた状態
- ・ 回収対象遊技機を遊技機枠ごと撤去し、ベニヤ板等で塞いだ状態
- ・ 遊技機枠を残し、回収対象遊技機の遊技盤のみを外した状態

※ 回収対象遊技機が遊技できない状態(通電させない・主基板を外す等)であっても遊技盤が設置されている場合は、「撤去済み」とはなりません。

(2) 「残設置ホールの通知」及び「解除フロー」及び残設置ホールから撤去されたことを確認した際の「撤去確認報告書の作成・提出フロー」について

全商協事務局より9月27日にメールで資料が届いたが、現段階で全商協機械流通委員会より、まだ説明はされていないがメールによる資料内容の憶測として、

① お知らせとしての残設置通知・解除スキーム

『残設置』及び『撤去確認』の流れ・・・日工組組合員&全商協組合員(報告)→日工組(報告)→全機連(お知らせ)→全機連会員&ホール団体

② 残設置ホールから撤去されたことを確認した際の『撤去確認報告書の作成・提出フロー』

大まかな報告等の流れは、撤去確認者(全商協組合員&日工組組合員)→県メーカー担当者→統括メーカー担当者→日工組。

①・②詳細資料は別添により。

(3) 日工組撤去状況調査担当責任者及び3次について

東北地区統括メーカー担当者及び都道府県担当者の報告がされた。

また、3次の調査について、東北各県ごとに委員が担当することが了承された。調査については、あくまでも全商協(各地区遊商)はメーカーのお手伝いをする立場である。各県ごとの担当委員は、青森県(第一遊機・山内副委員長)、秋田県(マルエス総業大久保委員)、岩手県(東栄商事桜井委員)、山形県(廣村商事柳委員)、宮城県(ニーズ柳委員・セブン永山委員長)、福島県(セイリング橋委員)。

(4) 設置調査確認を委託した販社へ対しての諸費用について

回収対象遊技機の撤去状況調査費及び交通費は、他地区遊商の状況を確認し検討をする。

第3号議案 中部遊商 QR 部会視察結果について

大久保委員より、8月29日に中部遊商において開催されたQR部会視察結果報告がなされた。

東北遊商からの視察者は、永山委員長、山内副委員長、大久保委員、柳委員、千葉事務局長。

なお、中部遊商のQR部会員の他に関西遊商の関係者及び中国遊商の関係者も出席された。

携帯端末を用いた顔認証システムが平成24年より全国各地遊商において開始されたが、携帯端末の現行機種在庫が全国で枯渇となっている。

当組合と同機種を使用している組合は、東遊商・中国遊商・四国遊商であるが、中部遊商で使用している携帯端末が著しく枯渇となっていることから、中部遊商においては新携帯端末を使用することが決定されたことを受け、視察を兼ねて説明を伺った。(中部遊商)新QRシステムと導入時期は、スマートフォンとバーコード読取機の2本立で、本年10月供用開始。また、その他の報告を受け検討の結果、高橋理事長より各地区遊商の理事長へ今後どのように進めて行

くかを確認していただく。また、各販社で使用しない端末を返却していただき、再使用することを検討するにあたり、契約電話会社 a u に再使用方法及びどの程度費用が掛かるのかを確認することとされた。

第4号議案 取扱主任者『更新時』講習会の開催結果に関する件

事務局より、下記のとおり取扱主任者更新時講習会の開催結果について報告がされた。

(1) 講習会日時等

開催日時 平成28年9月5日(月)から9日(金)並びに16日(金)の6日間

開催場所 青森市、盛岡市、郡山市、仙台市(東北遊商3日間)

対象者 身分証明書有効期限平成27年10月1日～平成28年9月30日迄の身分証明書を所持している「91名」

講師 永山委員長、山内副委員長、大久保委員、柳(廣村商事)委員、橘委員、柳(ニーズ)委員、桜井委員、(外部)ジャパンセキュリティサービス5名

(2) 試験内容

① 筆記試験

- ・ 1問5点の「20問」を出題し○×式回答で、「80点以上」を合格
- ・ 試験時間は20分として、問題は中古流通制度・点検確認・検定認定書類等について

② 実技試験

- ・ 『納品設置時』を想定し、試験官は各項目を評価し、総合点検評価としてA・B・C・Dの4ランクで評価し、Dを不合格とした。Dランクは点検箇所を理解していない。どこをみているのか。自力で点検が難しい
- ・ 実技試験で使用した遊技機は、㈱ジェイビー社 CRJ-RUSH2 RSJ
- ・ 実技試験の詳細としては、試験官をホール管理者と想定して、受講者(取扱主任者)が納品設置時に行う一連の作業から、遊技機の受渡しまで確実にできるか。受講者は、身分証の提示をし遊技機の保全措置状況確認・解除から始まり、その後27点検項目を基に51箇所の点検確認作業をし、点検確認終了後は、確認証紙の貼付(真似)、顔画像及びQRデータ送信、点検確認受渡書の授受、後日書類の提出までを行い終了とした。

(3) 合否結果

- ・ 実技試験～ 1名不合格
- ・ 筆記試験～ 3名不合格

	開催日	開催時間	開催場所	受講者数	合格者数	不合格者数
1	9月5日	13:00～	青森会場	17名	17名	
2	9月6日	13:00～	岩手会場	16名	16名	
3	9月7日	13:00～	福島会場	15名	14名	1名筆記
4	9月8日	13:00～	東北遊商会議室	21名	20名	1名筆記
5	9月9日	13:00～	東北遊商会議室	20名	19名	1名実技
6	9月16日	10:00～	東北遊商会議室	1名	0名	1名筆記

(4) 再試験結果

- ・ 再試験 9月16日(金)東北遊商会議室において
- ・ 再試験の結果 実技・筆記4名全員「合格」

(5) 講師及び会場等の経費

- ・ ジャパン・セキュリティ・サービス試験官派遣等及び会場費の経費総額 1,813,430 円

第5号議案 『新規』取扱主任者講習会の開催結果に関する件

(1) 新規取扱主任者講習会結果について

- ① 『8月度』については、8月26日(金)に受講希望4名に対して柳(廣村商事)委員並びに大久保委員の講師により執り行い、4名全員合格とした。
- ② 『9月度』については、9月16日(金)に受講希望8名へ対して山内副委員長並びに大久保委員の講師により執り行い、8名全員合格とした。

	開催日	開催時間	開催場所	受講者数	合格者数	不合格者数
1	8月26日	10:00~15:30	東北遊商会議室	4名	4名	0名
2	9月16日	10:00~16:30	東北遊商会議室	8名	8名	0名

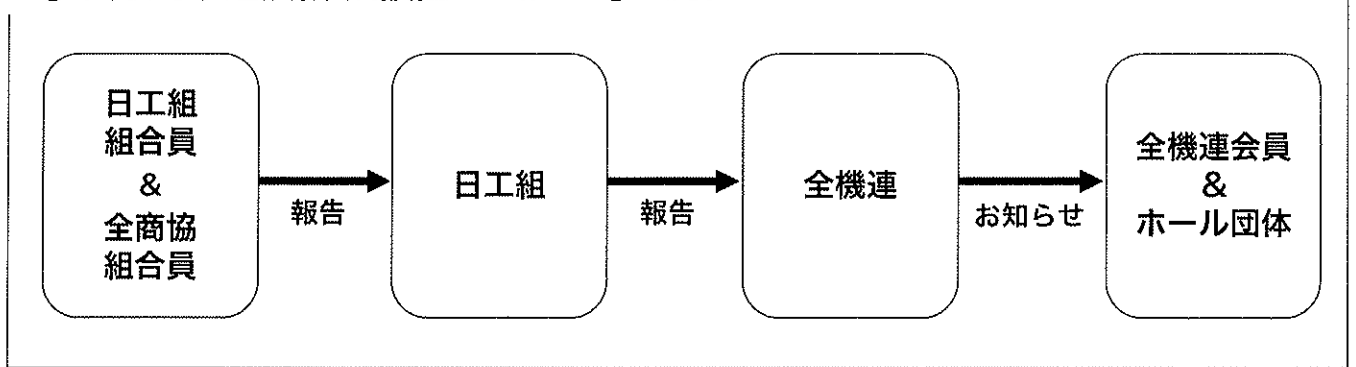
第6号議案 その他

- (1) 認定申請遊技機の写真撮影に用いるデジタルカメラについて
新たに貸与することを検討するにあたり安価な物を調べること。

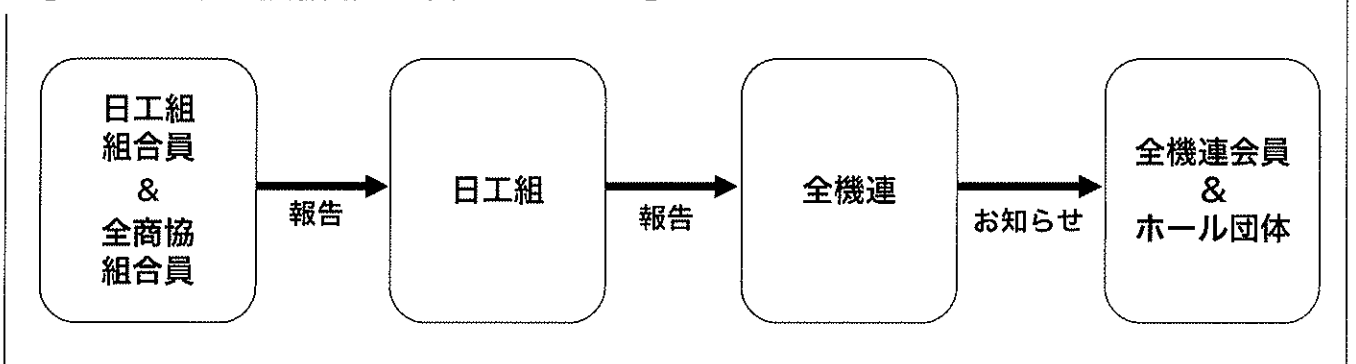
以上

回収対象遊技機の残設置通知・解除スキーム

» ① 回収対象遊技機 残設置「お知らせ」の流れ



» ② 回収対象遊技機 撤去確認「お知らせ」の流れ



「1次・2次回収対象遊技機撤去確認報告書」の作成・提出フロー

- 撤去確認の「お知らせ」に必要なもの ○1次・2次 回収対象遊技機撤去確認報告書（以降、撤去確認報告書）
○撤去遊技機明細書(副)写し

